

## 議案第 1 2 号

北本市職員の旅費に関する条例の一部改正について

北本市職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の旅費に関する条例（昭和 2 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「（ハイヤー、タクシーを除く。）」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、ハイヤー又はタクシーの利用については、他の交通機関の路線がなく、次の各号に掲げる場合に限る。

- (1) 公務上の必要があり、片道 2 キロメートル以上ある場合
- (2) 天災その他やむを得ない事情がある場合

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 公用自動車（公用借上自動車を含む。）を利用した場合は、車賃は支給しない。

第 1 0 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「通信費等に」を「通信費等の実費額を」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。